

税理工法人越智会計事務所
編集発行人 代表社員·税理士 越智通秀

松山本社 〒790-0003 松山市三番町4-8-5 (第7越智会計ビル) TEL 089 (946) 2000 代 今治支店 〒794-0043 今治市南宝来町1-4-13

(第8越智会計ビル) TEL 0898(32)2243代 東京支店 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6 TEL 03(3470)0493代

(神無月) OCTOBER

13日・スポーツの日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-0
•	•	٠	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
<i>12</i>	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	•

ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。ペポルインボイスに対応した会計ソフト等を利用する場合、取引先の会計ソフト等がペポルの規格に対応していれば、異なるシステム間でもインボイスの送受信や自動処理を行うことができます。

● 10月の税務と労務

■ 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日

国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

国 税/8月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 10月31日

国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日

3 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 10月31日

地方税/個人住民税第3期分の納付

市区町村の条例で定める日

労務/労働者死傷病報告(7月~9月分)10月31日

労 務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

ことがことがこと が資た指そ 和7年度 と投資が豪 大規重点事で 大規重点事で でれを更に 大力ある かた 見を促す、様々な現整備を図る「stubのな社会を構築」といい、様々なお続いな経済成長 ※事項とされました。 史に発展させていく 心応する する成 様案する 構築する とともるととも 長 を目

下「導

◎「先端設備等導入計

東京都特別区にあっては東京 間等を取得した場合、市町村 がいて一定要件を満たす機械 がいて一定要件を満たす機械 がいて一定要件を満たす機械 でいて一定要件を満たす機械 がら認定を受けた同計画に は がいて一定要件を満たす機械 がら認定を受けた同計画に が、中小企業等経営強化 は は に 規定

出業等が、固定資

化法二) 化法二)

ポ

固定資

産税

特例措置

とは

基町

づ 村

効いる労

されていることを

力が高計

労働生産性 =

(円)

令和7年度 税制改正のポイント 中小企業の 設備投資に関する

固定資産税の特例措置

元や「中小企業投資促進税制」 の適用期限の延長などの措置が が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性向上や賃上 が行われた「生産性の上の課税標 資に関する固定資産税の課税標 強い特例措置」(以下「固定資産 での特別措置」)について、その 和7年か 企 企業経営強化税制」の拡い対する特例措置であるに対する特例措置であるのに不可欠です。そのためのに不可欠です。そのためのに不可欠です。そのためのでは、地域経済の維持・発展

する% ある 導入計画とは、経営強化: 地 規定された、中小企業者が迅 を図るための計画です。中小 業者が、3~5年の間に、直定 でする手度との対比で労働生産性の向 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 ことを目的としています。 に進基本計画」に適合する場合 に、認定を受けることができま することが 導入計 できま

体て

者お

業 全 い

たり働 率場尺働 イント 場合は、投入された必代度であり、労働生産性は労働の効率 物合は、投入 八度であり、 1]で算出されます。 の生 の付加価値額な 生産性とは、※ 下]「労働生産!! た労働な を

い業

米員1人

【計算式1】労働生産性の算出

中小企業庁資料より

営業利益+人件費+減価償却費

(労働者数又は労働者1人当たり年間就業時間)

【計算式2】投資利益率(年平均)の算出

(営業利益+減価償却費)の増加額(注1) 投資利益率 $\times 100$ (%)設備投資額(注2)

注1 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額

設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得 価額の合計額

には、給給 や固 (次頁表) 【次頁表】 対 象設 産 備 増加することを従前画の中に雇用を及税制改正前にお の とおりで、 0) 適 にす 用 対

件企

改 正 前 0) 用

10 月号 ——

味 ま

が

軽 減

支える重要

での

%

:う負

 $\times 100$

労働投入量

て 減 率 は ました。 が表 税 3 の標な明 年の準いある 間 の場る ・そ軽合 _ 2 の減は賃 減は賃 分軽措 ŀ. の減置固げ 期は定表 1 とさ 間適資明 と用産 れ軽で税の

ポ イン 0) **|** 投 資 利 益 率

業さ務得率 種れ指らと 5 ح 0 種 指標で、 がます。 がれた利 額 % によって異 は、投下した資力の【表】のうち、 意味にあった。 你で、利 します の割合を示したのうち、投資な し利 7

ポ端 る 例 日 ポ 導入: 設 ま イント 等入計画 は備等に 0) 改 正 画 「対象設備」に適用期限」「適用期限」 ま取法9 する。年の す規 3

る定月

先 す 31

だ 新税

上で 表 対 の 象 の投資計画に記載されす。投資利益率が年率3一個の対象設備等」の「対象設備等」の対象設備等」の対象設備等」の対象設備を最低価額 1 象となります ーント 対 , 0 た設 % お件 以りは

認場計まいる毎9 が合画す。自定 がかに、自定 固9中対ので あよ市治資 り区体産 ます 対村 の象が6 沈哉に 済入計 導入計 5 7 事がす団を 計 前異る 講 体 画令 に和

計上

を 中 行う企

を

対

象

一画げ

に

% 雇

10

を

を

Ĺ

が

改

É

後

0)

適

用

要件

い設適可事ので 備用能業投 き ま 0) のに拡資 の可否を十分検討しになります。これら 近大に有効活用な質に振り向ける す。 導 入 そ を 0) ける 討 してく すること などし 5 更 0) E

とに り分 Í 0) \tilde{L} 1 さ た。 n に る 軽年 表減か さら のれっ 「特るこ

新

5

年

新

【表】固定資産税特例共置の適田亜供

まの税資規げ給導し1さ産取る額 ス

「3年間では、 第2年が、新たいのでは、 第2年が、 第2年のでは、 第2年のではのでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、 第2年のでは、

4

まとめ

表

朔

税 げ

標

額

3

。 以

Ŀ

引き上

つる方

針

また、

用

者

与等支給

額 をを

の法合小

の負

担

をを で、

抑 元

ょ

ŋ

多

金

を手

残

す くこと

事人わ企固

世ること

え固制措

定資産産

税組か

が額やみ中

ることに

定 資

営産

強税

化特

税例

経済産業省資料上り

	【衣】回足貝性忧忖例指直の週用安計 経済性素自貝科より							
	対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本 金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業						
	計画認定要件	3~5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上 - 上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿っ ものであること						
対象設		設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件				
		①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)				
	対象設備等	②測定工具及び検査工具	30万円以上					
		③器具備品	30万円以上					
		④建物附属設備	60万円以上					
	特例措置	固定資産税 (通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明 (**) に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明 (**) に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの						
	適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)						

さ規制が 【参考資料】 中小企業庁 ホームページ 「固定資産税の特 例(中小企業等



経営強化法によ る支援) |

税金クイズ

次の「いきもの」の中で、消費税の 軽減税率(税率8%)の対象になるもの は、どれでしょうか?

- ① 生きた牛(肉用牛)
- ② 生きたアジ(活魚)
- ③ 生きたグッピー(観賞用)

【解説】-

3人では

ŧ

消費税の税率は、令和元年10月1日に、 それまでの8%から10%に引き上げられ ました。同時に、「酒類・外食を除く飲食 料品 と「定期購読契約が締結された週2 回以上発行される新聞|を対象に、軽減税 率制度(税率8%)が実施されています。

軽減税率の対象となる飲食料品(以下単 に「食品」といいます。)とは、食品表示法 に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一 定の一体資産(おもちゃ付きのお菓子など)

を含みます。なお、外食やケータリング等 は軽減税率の対象には含まれません。

また、食品とは、人の飲用又は食用に供 されるものをいいます。ちょっと迷うもの としていくつか例をみますと、肉用牛、食 用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の 時点において、人の飲用又は食用に供され るものではないため、食品に該当せず、そ の販売は軽減税率の対象となりません。な お、これらの家畜の枝肉(切り分けられた もの)は、人の食用に供されるものであり、 その販売は軽減税率の対象となります。生 きた魚ですが、魚屋さんで売られるアジや サバなどの活魚は食品に該当し、その販売 は軽減税率の対象となります。生きた魚で あっても熱帯魚などの観賞用の魚は、食品 に該当せず、その販売は軽減税率の対象と なりません。なお、牛や豚等の家畜の飼料、 熱帯魚の餌、ペットフードも人の食用では なく、軽減税率の対象外です。

---- **正解は、**②生きたアジ (活魚) でした。 (出典:国税庁ホームページ)

続人の数は3-4 の父、Aと 1 の数で計算-人の数で計算-人の数で計算-人の数で計算-相 Αι とそ 行っており、 祖 A 父のん この計算し 税 Ō 基礎控除額は、 財は 対対は対象を 相 の 計算に ح 0万円×法定相続 、祖父の相続人は、は祖父と養子縁組 を祖 〕 弟 の ま 礎 祖父の お す は 控 が、 3人で ける法定相 死 何除 元亡に 今回の 300

す。

相続人の数は2人となります。 の基礎控除額を計算する際の法定 は、養子は1人までしか法定相 は、養子は1人までしか法定相 は、養子は1人までしか法定相 が、を回の が被相続人に実子がいるとき は、被相続人に実子がいるとき は、被相続人に該当しますが、相続税 な続 Α お、 ح 被相続-の数に 法 実子 は2人まで 規 、ます。 るとき の法定 相定 が 祖 の相

KEY WORD 「居抜き譲渡」の課税関係

賃貸店舗で営んでいた飲食店を廃業する 際に、店舗の室内装備をそのままの状態で 売買するケースがあります。これは「居抜 き譲渡」と呼ばれています。居抜き譲渡は、 廃業する側と新規開業する側が同業種であ る場合に行われることが多く、売り手側は 原状回復費用がかからないこと、買い手側 は初期費用を削減でき、スピーディーに開 業できることなどがメリットとなります。

譲渡する資産として、例えば、お酒等の 商品、食器類、店内装飾・家具等があります。 各々時価を見積もり、譲渡金額を決めます。 この場合の課税関係は、まず、お酒等の棚 卸資産は本来の事業売上になります。また、 食器類は少額の減価償却資産として経費処 理していますので、これも事業売上です。 店内装飾・家具等の固定資産は総合課税の 譲渡所得となります。譲渡損失が出たら他 の所得金額と損益通算が可能です。